

(仮称)岩倉市市民参加条例の策定に係る基本方針

1 基本的な考え方

岩倉市自治基本条例では、岩倉市における自治の基本原則を定め、市民、議会及び執行機関の責務等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進することによって、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的としています。第3章では、『協働の仕組み』として、「市民参加と協働」、「市民自治活動」、「住民投票」、「市外の人々、国等との連携」を規定しました。そのうち、「市民参加と協働」、「住民投票」については、必要な事項は別に条例を定めるものとしています。

岩倉市は、協働の概念を第3次総合計画以前から掲げて取り組み、市民協働ルールブックや自治基本条例に取り入れてきました。このたび、岩倉市自治基本条例（第10条及び第12条）を根拠に、より多くの市民の声を聞き、市政に取り入れるための具体的な仕組みづくりをしていきます。

（市民参加と協働）

第10条

議会及び執行機関は、市民の市政及びまちづくりへの参加を推進するため、政策等の立案・実施・評価のそれぞれの過程において多様な参加の機会を設けるとともに、参加しやすい環境の整備に努めるものとします。

- 2 議会及び執行機関は、市民参加により得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めるものとします。
- 3 市民、議会及び執行機関は、市政及びまちづくりに当たり、互いの役割と責務の下に、対等な立場で連携し、協力するとともに、協働のための環境づくりに努めるものとします。
- 4 前各項に定めるもののほか、市民参加と協働に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

（住民投票）

第12条

市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができます。

- 2 住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票の資格要件その他の住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定めるものとします。
- 3 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

2 条例検討の進め方

- （1）（仮称）岩倉市市民参加条例は、岩倉市自治基本条例に基づき、以下の総則及び3項目について議論し、必要な事項を規定していきます。
- （2）市民のために市民が参加をしやすい仕組みを定めることを念頭に検討を進めていきます。
- （3）誰にも分かりやすい表記とします。



総則

検討事項

- （1）目的
- （2）定義
- （3）基本原則
- （4）市民の責務
- （5）執行機関の責務
- （6）コミュニティの責務
- （7）議会の責務
- （8）条例の見直し など

市民参加の手續

検討事項

- （1）市民参加手續の対象
- （2）市民参加手續の方法
 - ・審議会等への市民公募委員
 - ・パブリックコメント手續
 - ・公聴会、説明会、意見交換会 など
- （3）市民参加の実施（マッチングルール）
- （4）市民参加実施予定の公表
- （5）第三者機関
- （6）市民政策提案手續
- （7）市民登録制度 など

協働

検討事項

- ・自治基本条例に規定されていることと重複しない。
 - ・一般的な市民参加条例には、協働分野は規定されていないことが多い。
 - ・自治基本条例に書ききれないことを、岩倉市市民協働ルールブックに基づいて規定する。
- （1）市民活動の支援
 - （2）協働の記述 など

住民投票

検討事項

- （1）請求の規定
 - ・住民投票の対象
 - ・設問の形式
 - ・請求権者の要件、署名数の要件 など
- （2）投開票に関すること
 - ・投票資格者の要件
 - ・投票成立の要件
 - ・投票結果の取り扱い など